

冷水鉄道敷設問題と貴族院議員・麻生太吉

原口，大輔
九州大学：特任講師

<https://doi.org/10.15017/4774198>

出版情報：エネルギー史研究：石炭を中心として. 37, pp.79-96, 2022-03-25. 九州大学附属図書館付
設記録資料館産業経済資料部門
バージョン：
権利関係：

【論説】冷水鉄道敷設問題と貴族院議員・麻生太吉

原 口 大 輔

原敬内閣・麻生太吉・鉄道敷設法改正——はじめに

大正七（一九一八）年九月に誕生した原敬内閣は、交通機関の拡充整備、高等教育機関の増設、軍事力の充実、産業発展のための諸政策を四大政綱として掲げた^①。そして、原内閣が貴族院対策のため、貴族院院内会派・研究会と提携したこともよく知られている。子爵議員中心に組織された研究会は、徳川頼倫（侯爵）を総裁格に迎え、伯爵議員も入会（大正八年八月）することで勢力を拡大し、最大会派となった。さらに、大正九年五月、原が兼任していた司法大臣に研究会所属の大木遠吉（伯爵）が就任したことで原内閣と研究会の繋がりは一つの到達点を迎えた。第四三議會（大正九年）開院時、貴族院では、研究会と政友会系勅選議員団である交友倶楽部の議員数を合わせると一八七名となり（反研究会系は総数一四三名、純無所属六七名）、政友会が多数派を占める衆議院と相俟って、いよいよ原内閣は安定した議會運営を可能とした^③。

さて、当該期に貴族院議員（多額納税者議員）として研究会に所属し

ていた麻生太吉（二八五七～一九三三）の公式の伝記とも言える『麻生太吉翁伝』では、原内閣期における麻生の功績を次のように謳っている。

在任中は各常任及特別委員となり、特に鉄道敷設法案には最も力を注いで毎年委員となり、表面演壇には立たなかつたが背後にあつて尽力する処頗る多大であつた。かくて翁が貴族院議員二期間の中最も大なる力を致したのは、貴族院の研究会と政友会とを握手させる為、所謂地下百尺の働きをなした事である。従来研究会は、飽くまで是非々を以て終始して来たが、政友会は内閣を組織した際、如何にしてもその政策の実現が期せられぬので、後の通信大臣野田卯太郎氏は原総理の旨を含んで、研究会との握手を画し、予て親交のある麻生翁に之を托し、翁は研究会の中に在つてこの両者の接近に尽瘁する処多かつた。斯くて翁の努力は遂に空しからず、年ならずして両者は堅く握手し、其後政友会の政策は無事貴族院を通過するに至つた^④。

これによると、政友会に所属したまま研究会に入会した麻生は、野田

卯太郎通信大臣と協力し、原内閣と研究会との提携に貢献したとされ、具体的には鉄道敷設法中改正法律案審議で活躍したという。⁵⁾確かに、関連する法案審議の議事速記録を見ると、麻生が鉄道関係の法律案審議で複数回発言していることが確認できる。

前稿で筆者は、貴族院議員となった麻生の活動と政友会の関係を見ることで、一歩下がった調整役を志向する政治家としての麻生が、①研究会に所属しつつも、それ以上に政友会への帰属意識が強いこと、②衆議院議員の経験を有するがゆえに、多額納税者議員が貴族院と（地方）とを結ぶ回路たらんとしたことを指摘した。⁶⁾ただし、その検討は明治四四（一九一）年から大正七年の二度目の互選までに留まったため、先述の原内閣期以降については未検討のままであった。そこで、本稿は前稿に引き続き、「麻生家文書」（九州大学附属図書館付設記録資料館寄託）や他の関係史料をもとに、これまで注目されてこなかった原内閣期以降の麻生の政治活動について検討し、貴族院と（地方）を結ぶ多額納税者議員の政治活動やその役割の一端を明らかにしたい。具体的には、①鉄道敷設法で予定線とされた長尾（現・桂川駅）・原田（現・原田駅）間（現・筑豊本線、以下本稿では冷水鉄道、あるいは冷水線と表記）の工事速成請願をめぐる麻生や政友会関係者の動向と、改正案をめぐる議会審議過程（特に貴族院）、②政友会が分裂した第一五回衆議院議員総選挙（大正一三年）における麻生の動向、③大正一四年に麻生が貴族院議員を引退する理由、の三点を分析する。

第一章 冷水鉄道敷設問題と麻生太吉の活動

（一）冷水鉄道敷設問題と請願活動の本格化

明治二五（一八九二）年に制定された鉄道敷設法第二条では、九州線において飯塚・原田間が予定線として定められた。⁷⁾これを受けて、翌年一〇月三〇日、筑豊鉄道は飯塚から筑紫郡山家村を経て、九州鉄道原田駅または鳥栖駅にいたるまでのおよそ一五マイルないし二一マイルの線路などの敷設を願した。その結果、政府は明治二七年七月三十一日、仮免状を交付している。その後、筑豊鉄道は明治二八年一月一三日に開かれた臨時株主総会において、飯塚・長尾間を第一工区とし、長尾・鳥栖間を第二工区と決め、改めて出願、飯塚・長尾間の工事敷設に仮免状が下付された（明治三〇年五月）。なお、この直前、筑豊鉄道は九州鉄道会社と合併している（四月二三日）。

当時、嘉穂郡から福岡に行くには、飯塚駅を出発し、直方、折尾を経由する必要がある、「多大の時間と経費とを空費」しなければならなかった。一方、南九州より筑豊に来往する人々も同じく不便をかこつため、嘉穂郡内野村内野より筑紫郡山家村山家に通じるいわゆる冷水峠に鉄道を敷設し、交通の便を図ることが宿願とされた。しかし、冷水峠を越えるその工事（とりわけ、トンネル工事）は困難が予想されていた。⁸⁾そのためか、当該区間の敷設工事には予算が宛がわれず、実現は未だ遠い状態にあった。

大正八（一九一九）年一月末、福岡県選出の政友会代議士である赤間嘉之吉（嘉穂郡）、山内範造（筑紫郡）両名を窓口にして請願を衆議院に提出することとなった。そして、地元関係者ということで、貴族院側でも麻生の

【表1】「冷水越鉄道速成ノ儀ニ付請願」連名者

郡	町・村長	人名
嘉穂郡	飯塚町	藤森善平
嘉穂郡	穂波村	小野山善三郎
嘉穂郡	上穂波村	大塚甚太郎
嘉穂郡	鎮西村	田中精右衛門
嘉穂郡	桂川村	倉智専太郎
嘉穂郡	内野村	藤井政太郎
筑紫郡	筑紫村	岡部重蔵
嘉穂郡	熊田村	松岡乙五郎
嘉穂郡	千手村	坂田達夫
嘉穂郡	足白村	入江準吉
嘉穂郡	大隈町	大里保
嘉穂郡	幸袋町	横山近平
嘉穂郡	大分村	入江豊
嘉穂郡	二瀬村	田中武雄
嘉穂郡	穎田村	小出太右衛門
嘉穂郡	庄内村	山本百松
嘉穂郡	稲築村	中並由太郎
嘉穂郡	碓井村	松隈菊太郎
嘉穂郡	宮野村	梅根専一郎
筑紫郡	山家村	大江田安雄

典拠：「冷水越鉄道速成ノ儀ニ付請願」(諸-12-1)

注：人名は署名順に記載した。

「御尽力」が求められこととなった⁹⁾。以下、嘉穂郡飯塚町長藤森善平ほか関係村長二〇名(表一)による「冷水越鉄道速成ノ儀ニ付請願」(大正八年一月作成)より、彼らが速成を訴える理由について確認していく¹⁰⁾。

①原田駅より冷水峠を経て長尾駅に通じる鉄道は鉄道敷設法の鉄道予定線とされているが、一向に工事が始まらず地方人民はその開通を渴望して止まない、とまずは着工予定が凍結されている状況を確認する。そして、②折尾駅より直方・飯塚を経て長尾へ至る鉄道沿線は筑豊炭坑地方の中心で、特に長尾駅付近は今後開発されるべき炭坑の中心地点である、と経済開発の観点からも速成すべきと力説する。そのうえで、③現時筑豊炭坑地方に必要な米穀・坑木などの需要品は佐賀・熊本・鹿児島

各県より搬送されてくるが、これらの物資は鳥栖・原田・博多・折尾方面を迂回するため、「不便不利」が少なくないが、今回請願する線路が開通すれば原田・長尾間はわずか一マイルとなり、運搬の利便性を強調する。というのも、④製造工業、汽車汽船など石炭需要の業者は炭価の「昂騰」に苦しみ、その結果は国民一般に影響を受けることとなり、石炭坑業者は米穀・坑木その他必要品の価格暴騰により炭価を引きあげざるを得ないことも炭価騰貴の一原因となっている、⑤④に挙げた炭坑業者の必需品の大部分は③で示したように迂回して筑豊地方に搬送されるため、多額の運賃と時日を要するため、それが必需品の価格に算入され、ひいては炭価にも影響する、と運送費のコストが販売価格に算入されていることを強調する。それゆえ、⑥本線の速成は地方人民が享受する利便が大きく、炭価調節の一手ともなるとともに、③の諸地方から出稼ぎにくる数十万人の坑夫の交通費も軽減され、彼らの貯金奨励ともなるため、社会政策上に影響する、と冷水線速成が交通の便のみならず社会経済にも極めて有益である点を強調した¹¹⁾。そして、右で述べたような経済的メリットの強調は具体的な試算をもって示された(表二)。すなわち、現行路線(Ⅱ迂回線)と冷水線開設を比較した場合、貨物運賃・乗車運賃を最小限度に見積もっても一年あたり約四五万円低減させることが可能と示したのである¹²⁾。

山内らの奮闘もあってか、大正八年二月七日、第四一議會(通常會)では、本請願は衆議院請願委員会で採択された¹³⁾。ただし、請願はあくまで衆議院で採択され、政府へ通達されたに過ぎず、この請願を足掛かりに予算獲得、工事着工に向けて改めて運動を起こさなければならなかった。そのため、二月より麻生と山内は野田卯太郎通信大臣とともに冷水線の

【表2】 現行区間と請願区間の賃金試算

	現行区間 原田-折尾-飯塚	請願区間 原田-長尾-飯塚	差
距離	60マイル	14.6マイル	45.4マイル
貨物（片道25台7トン積）賃金 1日50台、年間18,000台として計算	21円/台	5円25銭/台	15円75銭/台
	378,000円/年	94,500円/年	283,500円/年
旅客（片道250人・三等）賃金 1日500人、年間180,000人として計算	1円20銭/人	30銭/人	90銭/人
	216,000円/年	54,000円/年	162,000円/年
合計	594,000円/年	148,500円/年	445,500円/年

典拠：「冷水鉄道速成二関スル参考書」（麻生家文書）諸-12-3）。

件について打ち合わせを開始した。¹⁴ところが、二月一九日、麻生の嗣子・太郎が大阪より帰宅後発病したため、麻生は看病を行わざるを得ず、貴族院に請暇を申請すると同時に、冷水鉄道の件は、森田正路、山内、赤間に任せ、東京を離れることとなった。¹⁵一方、山内は、冷水線の請願の主意書・図面を作成したうえで、床次竹二郎鉄道院総裁、石丸重美副総裁、佐竹三吾監督局長などと会見し、「親敷御依頼」したが、この運動は麻生の上京を待つて再開したい、と麻生抜きでの運動は難しいとの認識を示した。¹⁶しかしながら、三月四日、治療の甲斐なく太郎は死去し、麻生は葬儀などに追われたため、会期中は「病氣欠席」の手続きを行うことを改めて宮田光雄貴族院書記官に依頼せざるを得なかった。¹⁷その後、三月末に議会が閉会したため、冷水線鉄道速成運動は次議会に持ち越されることになる。

（二）冷水鉄道期成同盟会の設立

第四一議会における請願採択をうけて、麻生らは大正八年夏より改めて予算獲得、工事着手に向けて運動を再開することとなった。麻生は山内に対して、「冷水越鉄道之件ニ付本郡ニテハ来月四日臨時集會之上運動方針決定之筈」で、「本郡方面ヨリ運動委員名位ハ上京」する予定なので、「御郡方面ヨリモ同様ノ事ニ奉願」、「其場合老台ニモ乍御迷惑御上京被下、小生モ御供可仕」と山内とともに上京する希望を告げた。¹⁸実は、この書簡が山内のもとに届く前に山内は上京し、床次鉄道院総裁、石丸副総裁と面会し、冷水線敷設について、大正九年度予算に組み入れることを依頼したところ、「鉄道院ニテハ目下各方面之分調査中ニテ如何程迄大蔵省ノ同意ヲ得ル哉何共今ヨリ予告シ難シ」と返答があった。そのため、山内は佐竹監督局長、野田通相にも相談した結果、予算編成が行われる九月末から一〇月初旬に上京し、改めて各方面に運動の必要があると判断したことを麻生に報告した。¹⁹筑紫郡筑紫村出身の山内は、原田方面から運動を支えていた。

八月四日、地元では藤森飯塚町長が冷水線速成を期するため、冷水鉄道期成同盟会（以下、同盟会）を設立するにいたった。²⁰規約より本会の性格と目的について確認していく。まず、「本会ハ冷水鉄道ノ速成ヲ図ルタメ其筋ニ請願スルヲ目的」とし（第一条）、「県會議員郡會議員及町村長其他有志ヲ以テ組織」する（第三条）。会長一名、評議員一〇名を設け、「本会ノ目的ヲ達成スルタメ時々會合」を行い（第四条）、会長は飯塚町長とし、評議員は会員の指名とした（第五条）。また、会長が委員若干名を指名し、「政府ニ請願ノタメ上京ノ任ニ当ラシ」め（第七条）、本会の経費は有志の寄附金を充てることとなった（第八条）。委員は【表3】の

【表3】冷水鉄道期成同盟会規約評議員

県会議員	岸田牛五郎	上京委員	伊藤伝右衛門
郡会議員	入江清松	上京委員	岸田牛五郎
郡会議員	林辰雄	交渉委員	藤森善平
郡会議員	藤井松次郎	交渉委員	林辰雄
郡会議員	穂坂喜代吉	交渉委員	入江清松
大分村長	入江豊	交渉委員	穂坂喜代吉
内野村長	藤井政太郎	交渉委員	小野山善三郎
大隈町長	大里保		
稲築村長	中並由太郎		

典拠：「評議員」（「麻生家文書」諸-12-5）。

通りで、一月の請願に連署したメンバーより少ない構成であった。ともあれ、同盟会は大正九年度予算組み入れを目指した。早速麻生は八月二十六日より上京を計画し、山内にも早急に陳情を行うべきと主張し、同盟会と歩調を合わせるよう依頼する²¹。また、麻生は藤森に向けて、上京委員の伊藤伝右衛門に先に上京の件を非公式に相談しておいたので、同盟会から正式に相談すべき、堀三太郎にも上京し請願に加わってもらう²²はどうか、さらに、「該鉄道ハ容易ノ事ニテハ敷設六ツケ敷候条、地方之有力家ニハ是非御尽力ヲ乞ハサレハ希望相達シ不申」と危機感を強調するとともに、一体となって請願すべきことを矢継ぎ早に主張した²³。麻生は、関係者が一丸となって運動することこそ目標達成の近道であることを力説していたのである。

八月二十七日、上京した麻生は野田と面会し、「冷水線布設請願ノ件」で協議を行った²³。藤森に宛てた報告によれば、やはり伊藤・堀両名の上京が「最得策」であり、「何分重大問題ニ付余程強テ請願致サステハ相運兼可申トノ事」であるため、山内にはなるべく早く上京するよう希望するが、もし延引するならば自分は一度帰県し、さらに委員一同と上京するつも

りである、「個人的運動ハ不得策ト存候」と再度一丸となった運動とすべきことを強調した²⁴。一方、名指しされた山内は、県会議員選挙直前につき「足抜出来難」く、九月二日に実施される選挙後は筑紫郡よりも運動員上京の手筈を整える、といった状況であった²⁵。

九月に入り、麻生の動きは加速する。九月一日、麻生は山内と列車内で打ち合わせを行い、山内より堀に改めて依頼状を發出することとなった²⁶。堀はこれに対して、先日藤森と山内が来訪し、麻生の意向を承ったと返答する²⁷。これをもって、九月八日午後四時、麻生は堀、伊藤とともに上京の途についた。出立直前に麻生と打ち合わせを行った森田正路（衆議院議員・政友会）は、その後、安河内麻吉福岡県知事と面会し、知事も冷水鉄道速成請願に賛成ゆえ、鉄道院に宛てて直に書面を差し出すことを承諾したとの情報を書き送り、麻生らの動きをサポートする²⁸。

一日、上京した三者は、現地で合流した山口恒太郎（衆議院議員・政友会）とともに通信大臣官舎に集合し、野田に対して長尾・原田間鉄道敷設に関して鉄道院に請願する件を談判、その「陳情順序」を協議し、一日午前八時半に石丸副総裁と面会する約束を取り付けた²⁹。そして、一日、昨日のメンバーに加え野田も同行し、鉄道院で石丸と面会、冷水鉄道布設を本年議案に提案することを相談する。その後、内務省で床次総裁にも同様の請願を行った³⁰。床次からは「別ニ異存無之旨」との返事があったものの、翌日野田と面会した麻生らは、「鉄道布設請願ノ件ハ相見合ス事ニ同意ヲ乞」はれることとなった³¹。その理由は次のように推測される。すなわち、一五日、山口をもって石丸に敷設案の件を確認したところ、「新規布設ノ個所提案スル場合ハ相加ヘ可申、乍併新規布設ハ閣議ノ決定ニ拠ルト明確ナル答弁ヲ得」たので、翌一六日、野田通相にその

旨を報じたところ、野田は、「新規布設ハ他ニモ可有之ニ付閣議ヲ待ツ外無之、一先帰県スル様」と閣議決定がなければ予算を宛てることができず、それまでには時間を要するためであった。麻生らは一七日期、帰途に就いた。³³⁾

麻生らの帰県について、『福岡日日新聞』は次のように報じる。いわく、「嘉穂郡長尾駅より福岡県原田駅に貫通し嘉穂、筑紫両郡及び佐賀県下に連絡すべき院線冷水支線は既に鉄道院の予定線に入り居れるが、両郡官民相一致して此が速成を図り明年度の政府予算に編入せしめんとて関係両郡より安河内知事に申請し、同知事は十六日川嶋嘉穂郡長、池田筑紫郡長と共に親しく同地を視察したるが、此と同時に麻生貴族院議員、山内、山口両代議士は過般野田通相を訪問し、更に床次鉄道院総裁を訪ひ親しく陳情する処あり、通相及び総裁共に其意を諒とし麻生太吉氏は十八日帰福したるを以て川嶋嘉穂郡長は親しく同氏を訪問し交渉の顛末を聴取したるが、同線は十五哩余にて両郡の中央に冷水峠の難関あり、此処に一哩余の隧道を穿たざる可からず、工費夥多なるも或は明年度予算に編入さるゝならん」と。ここでは、当初の想定通り、工事費用が多額となることが指摘されるも、麻生らの請願の結果、明年度予算に布設費用が編入される見込みがあると報じられた。先程検討した過程を鑑みると、やや楽観的な観測のように思えるが、麻生らには手応えがあったのだろう。一九日、麻生は森田に上京の結果を電話で報告している。³⁵⁾その後、一月一七日、政友会政務調査部幹部が原首相のもとを訪問し、「鉄道建設改良等の計画」について問い質し、原は「財源は公債に因る原則故募債力の許す範囲に於て計画を立てる方針」と返答した。³⁶⁾ここで取り上げられた「計画」の詳細は不明だが、冷水線敷設も入っていたも

のと考えられる。なお、原内閣は二月一六日に大正九年度予算案を閣議決定した。³⁷⁾

(三) 第四二議會での審議

予算案が閣議決定する約二週間前の二月三日、麻生は森田・山内の連名の書簡を受け取り、「冷水線之義ハ野田通相之御尽力ニ依リ先ツ好都合ニ相運ヒ、本日鉄道院ノ回答モ秘密ナカラ窺知スル事ヲ得申候」との連絡を受けた。³⁸⁾これに対して、麻生は「冷水線之儀好都合ニ相運申候由奉拝謝」と返事を書き送っている。³⁹⁾しかし、彼らの喜びは必ずしも満たされなかった。

二月二五日、第二七回鉄道會議（諮詢第九〇五号）で鉄道敷設法中改正案は審議され、鉄道敷設法第七条第一項第三〇号の次に、「一、九州予定線ノ内福岡県下飯塚ヨリ原田ニ至ル鉄道中同県下長尾ヨリ原田ニ至ル鉄道」を加えることが決定した。予算としては、六ヶ年継続工事として総費用五二四万円とし、その内訳は大正一一年度四万円、大正一二年度六〇万円、大正一三年度百万円、大正一四年度百二十万円、大正一五年度百四十万円、大正一六年度百万円であった。⁴⁰⁾鉄道會議での審議では冷水線に関して反対の議論もなく、順当に認められたものの、他線の建設費・改良費などとの兼ね合いもあり、麻生らが当初目標としていた大正九年度着工を実現するには至らず、大正一一年度からの予定となった。なお、この會議で議決された本鉄道五区間（甲府・丸瀧間、坂町・今泉間、盛岡・山田間、江津・三次間、長尾・原田間）のうち、大正九年度着手と決定した区間は盛岡・山田間のみであった。

右の鉄道會議での審議結果をもとに、鉄道敷設法中改正案は大正八年

一二月から開会した第四二議會（通常會）に提出されることとなった。翌年一月三十一日、政友会政務調査会では石丸副總裁から改正案につき説明が行われている。⁽⁴¹⁾ 政友会では、「鉄道敷設法案は黨員各自の地盤關係に至大の影響を有するものなれば内部に於ても議論却々喧しく幹部の処置宜しきを得ざれば往々意外の破綻を来すべき処あり、故に本案の審議は最も慎重なる考究を要し黨員をして不平の声を発せしめざるやう幹部は公平無私の見地に立ちて適當の取捨を為すべき旨を申合せ」といったように、地元への利益誘導の観点から議員同士で対立が生じやすい議題であるがゆえに、野党に対して隙を見せないよう、政友会内部でも「公平無私」の見地から議論することが求められていた。衆議院特別委員会での審議（一月三十一日～二月四日）では、政友会多数ということもあり、大きな問題もなく原案が通過した。

一方、貴族院での審議は必ずしも明るい見通しではなかった。例えば、「今期議會に提出せられたる鉄道計画に至りては党弊の極点に達したるものとの非難なり、衆議院は多数を以て通過したりと雖も貴族院各派の間には厳正批判を試みて今日この弊を矯むるの必要緊切なりとの意見行はれ、幸俱樂部に属する三派率先して其任に膺らんとするもの如し」と、⁽⁴²⁾ 貴族院の一部会派は、鉄道敷設法改正を政友会の党勢拡張と位置づけ、批判的な姿勢を見せようとしていた。二月二日、貴族院本會議で第一読会が開かれたのち、二月二三日から貴族院特別委員会が始まった。特別委員は新庄直知（子爵・研究会）、秋田重季（子爵・研究会）、平井晴二郎（勅選・研究会）、麻生太吉（多額・研究会）、中村是公（勅選・同成會）、今園国貞（男爵・公正會）、辻太郎（男爵・公正會）、石谷伝四郎（多額・茶話會）、近岡理三郎（多額・交友俱樂部）の九名が選出され、

平井が委員長、中村が副委員長にそれぞれ就任した。委員長となった平井は元鉄道院副總裁、副委員長となった中村は元鉄道院總裁であり、とりわけ中村は改正案に厳しい批判の目を向けることとなる。特別委員会では、石丸が政府委員として具体的な説明を行っており、盛岡・山田間以外の四区間が大正九年度より後の時期に着工する理由を、「経費人員其他ノ都合」「線路ノ性質」といった工事の都合があると言及している。⁽⁴³⁾ これに対して特別委員会に出席していた麻生は何も発言していない。

ところが、二月二六日、衆議院の解散により鉄道敷設法改正案は貴族院で審議未了となった。同時に、大正九年度予算も不成立となったため、大正八年度予算を基礎とした実行予算を編成する必要となり、冷水線着工はいったん遠ざかることとなった。総選挙後の特別議會では当初計画された予算案と同様の鉄道予算が提出される見込みとなり、「今一段之努力致候ハ、多分九年度予算に編入之希望を達すへきかと存申候」と赤間が麻生に書き送ったこと⁽⁴⁴⁾、関係者の間ではあと一押しであるとの感触を得ていたようである。それは、貴族院特別委員会の審議でも冷水線に関して特段の言及がなかったことも一因であろう。

(四) 第四三議會での審議

政友会が大勝した第一四回衆議院議員総選挙後、鉄道敷設法改正案は七月一日から始まる第四三議會（特別會）に再び提出されることとなった。そして、前議會と同様、貴族院の審議が難関であると示唆されていた。⁽⁴⁵⁾ そのような状況に配慮してか、七月九日、衆議院特別委員会で、丸山嵯峨一郎（政友会）が、政府は貴族院の批判に対して説明を十分尽くすようにと賛成意見を述べていた。⁽⁴⁶⁾ 貴族院での審議を控え、山内は麻生に対

して、「冷水線モ今回御提案ト相成候ハ全く御尽力ノ賜ト地方一同感謝罷在」と前議会に引き続き鉄道敷設法中改正案が審議されることに謝意を示したうえで、「衆議院ハ事ナク決定可仕候得共、貴院ノ経過如何ト一層憂慮罷在候、此上トモ宜敷御尽力被下度」と、貴族院での審議に注意を促していた。

貴族院本会議での審議（第一読会）では、湯浅倉平、矢口長右衛門、中村是公の三名が登壇し、質疑を行ったのち、徳川家達貴族院議長より特別委員が指名された。一七日より始まった貴族院特別委員は、前議会から委員の変更があり、平井晴二郎（委員長、勅選・研究会）、山之内一次（副委員長、勅選・交友倶楽部）、酒井忠亮（子爵・研究会）、新庄直知（子爵・研究会）、古市公威（男爵・茶話会）、岩倉道俱（男爵・公正会）、辻太郎（男爵・公正会）、石黒五十二（勅選・同成会）、麻生大吉（多額・研究会）が選出された。前議会と同様、冷水線敷設に關してはほとんど議論の俎上に上がらず、委員たちの間では異議がなかったものと思われる。一方、山内・赤間両名は上京して成立に向けて「奔走」しており、地元紙では成立を樂觀視していた。⁵¹ なお、特別委員会での議論の中心は一部の予定線と本鉄道と軽便鉄道との差異についてであり、不安定な答弁を繰り返す新任の元田鉄相に攻撃が集中していた（大正九年五月に鉄道省設立）。そのような中、麻生は二一日に開かれた特別委員会で質問を行った。⁵² いわく、本案は大正九年度と同一年度と実行時期が異なる路線があるが、何とか一一年度分を繰り上げる方法はないか、と。これに対して、永井亨（政府委員）は、財政が許すならばなるべく繰り上げて着手したいが、工事年度を変更する場合、その都度政府が議会にその承認を受ける必要があり、政府が任意に変更はできないと認識している、

と返答した。この質疑応答により、改正案が成立しても、冷水線着工期日の繰り上げはできないことが確定的となった。

麻生が所属する研究会では、鉄道敷設法改正案審議は、政友会への党略批判はあれども、衆議院が各派一致して可決した以上、「党略の有無は末節の問題」であり、鉄道網の普及は産業交通の発達利便と因果することを認めたくて賛否を検討する、という方針を立てた。⁵³ 特別委員会終了を翌日に控えた二五日、研究会第六部会では鉄道敷設法案を全て無修正可決とすることに決定し、研究会総会でも承認された。⁵⁴

特別委員会最終日の二六日、麻生が地方の軽便鉄道のさらなる開発を望む、工事の安全に注意してほしいといった希望を述べたのち、⁵⁵ 政府提出案は無修正のまま可決された。そして、翌二七日、貴族院本会議で第一読会の続きが審議され、平井委員長が特別委員会で全会一致をもって可決された旨を報告、特段の異議もなく一気に第三読会まで終了し、鉄道敷設法中改正法律案は成立した。⁵⁶

地元が希求した大正九年度からの工事着工こそ実現できなかったものの、麻生らの運動の結果、念願の冷水線敷設が実現することとなった。麻生は自らも議場外・議場内それぞれのアプローチで貴族院と（地方）を繋ぐことに成功した。それは、山内が、「冷水線ノ件ニ関シテ多大ノ御^{麻生}尽碎ニ依リ好果ヲ得、地方人ノ喜ヒ筆紙ニ尽シ難ク候」と麻生に感謝の意を伝えていることから窺えよう。⁵⁷ 大役を果たした麻生は、一〇月八日より病氣療養のため、しばらく休息することとなった。⁵⁸ ちなみに、冷水線の工事着工は大正一四年まで遅れ、昭和四年にようやく完成に至る。⁵⁹

なお、第四二、四三議会での鉄道敷設法中改正案審議に携わった石丸鉄道次官は、原首相に対して、「鉄道予算に付今年は少許の新線を提案し

て他の反感を惹起すも不得策なれば、寧ろ今年は一切の新線提案は見合せ、鉄道網の完全なるものを挙げて之を法律となし、確定し置く事可ならずや」と鉄道敷設法の全面的な改正を提案していた。⁶⁰この提案をもとに、原内閣は、現行の鉄道敷設法を廃止し、北海道鉄道敷設法をあわせて改正鉄道敷設法を議院に提出する。大正九年末より始まった第四四議會（通常會）では貴族院で審議未了に終わったが、高橋は清内閣のもと開かれた第四五議會（通常會）時に両院可決し、成立することとなる。⁶¹

第二章 麻生太吉の政界引退

(一) 清浦奎吾内閣の誕生と政友会の分裂

大正一三（一九二四）年一月、第二次山本権兵衛内閣総辞職の後、清浦奎吾内閣が発足した。清浦内閣は研究会の支援を受け、選挙管理内閣として発足したこともあり、非政党内閣の体裁をとることとなった。ちなみに、清浦内閣成立直前、麻生は、新内閣は「研究会ト政友会連立ニテ惣理ニハ大木（遠吉）伯」と予想していた。⁶²しかしながら、周知のとおり、憲政会を中心に清浦内閣打倒を唱える護憲運動が始まり、結果的に研究会は強い批判にさらされることとなった。一方、原敬死去後、深刻な党内対立が生じていた政友会は分裂し、清浦内閣の与党的立場を取る政友本党が誕生した。政友会の分裂の兆しが見え始めて以来、麻生は堀、山口、富安保太郎ら福岡県出身の政友会代議士に貴族院議員辞職の相談をするも、彼らから辞任を押しとどめられていた。⁶³そのうえで、麻生は「政友会之紛議ニ対シテハ此際自重セラル、様注意」されていた。⁶⁴実際、麻生の手許には、「清浦内閣成立以来突如として我政友会の一部に憲政擁

護の美名に籍口し反対党と提携以て民衆を煽動し強烈なる運動を策するもの有之」、「昨十五日最高幹部會に於ては賛否激論の末、高橋総裁の言明に依り小生等の微衷も更に顧みられず、所謂民衆の力を以て猛進することに決定被致候」といった、反護憲運動の立場（Ⅱのちの政友本党）からも檄が届いていた。⁶⁵すなわち、麻生は、自らが所属する研究会と政友會が対立し、かつその政友會自身も分裂してしまったまま総選挙に突入するという極めて難しい政治的状況に立たされることとなり、自らどう振舞うべきか深刻に悩んでいたものと思われる。

衆議院解散（一月三十一日）後、選挙戦が始まると、麻生のもとには選挙資金の融通を頼む書簡が送られてくる。例えば、政友會院内総務の一人である島田俊雄（島根五区）は、「今度の選挙は（中略）小生にとりてハ一層苦しい戦に御座候、事情ハ山口君に御聞被下候は、明瞭可致候へ共、对手的の儀（孫一）といふ人は既に廿日も以前より馬鹿く敷程の猛烈さにて運動開始致居候、之れに応戦致さねば不相成候と同時に、一方には苟にも本部最高役員の席末に列居り候為め、往年の如く自分一人の天頭の上の蠅を逐へバ足れりとする訳にも参り兼ね、出来ても出来なくとも幾人かの同志の人々の相談にも乗らねばならぬ立場に立ち居候、苦しさは一層に有之、御憐察被下候事と存候」、「此際多くは不申上金老万円丈ケ御援助賜はり度、特に御願申上候」と、憲政會の俵孫一の猛烈な選挙運動を相手にして、自らの苦境と資金の援助を明け透けに申し出ている。実は、この時期麻生は病床にあり、島田に返事を送ることができなかつた。そのため、約一か月後、「先般書中御懇願申上候件、其後御返事に接せず候間、御考慮の余地なき次第かとは愚考致居候へ共、ハツキリ御引導を受けざる為め、尚ホアレデモト思ひ御待申上居候」、「激戦

を控へたる貧乏候補者の衷情唯ダ／＼御賢察に任せ申候」と、再度島田は麻生に選挙資金の援助を申し出ている次第であった。これに対して、病床の麻生は、「御申越之件ハ何分相運兼候条、当ニ不相成様奉願候、何レ其内御面上可申上何卒十二分御奮闘是非共成功希望仕候」と金銭の支援を約束しなかつた。⁽⁶⁸⁾これは、先述した堀らの注意を受けて、麻生が政友会・政友本党どちらの応援も直接的にはしないという態度をとつたものと考えられる。

地方の選挙区は政友会・政友本党の分裂により混乱に陥っており、麻生のもとに去就の相談をした人物もいた。政友本党結党の中心となつた山本達雄、元田肇の影響力が強い大分県では、政友会所属の県会議員・小野廉が次のように書き送っている。「大分県ニ於テハ御承知ノ如ク山本、元田両先輩ノ去就ニ倣ヒテ黨員ノ去就ヲ決定スル傾向相見ヘ候処、野生偶々其処置ノ不合理ナルコトヲ陰ニ唱ヘ居リタルニ其事他ニ漏洩シ、遂ニ中央ニ於ケル政友会本部総務富保氏ノ耳ニ入り、特ニ大分ニ御出向ノ上野生ニ対シ懇篤ナル政友会留党ヲ勸説セラレ、遂ニ本部ヨリ留党勸告トナリ申候、又一面元田先輩ヨリ種々ノ勸告ヲ受クルニ至リ申候、御承知ノ如ク同氏ハ大分県出身ノ先輩ニシテ政友ニ奔走シテ今日ニ及ヒ居ル次第、從テ野生共若輩ニ不尠政友干係上眷顧ヲ蒙リ居候次第ニ有之候間、野生ハ遂ニ自ラ去就ニ付キ判断ノ出来サル有様ニ立至リ居候」。政友会大分県支部は全員政友会から脱党し、政友本党参加の方針を決定するも、それに納得できない人物は動向を決めかねていた。⁽⁷⁰⁾かかる人物に対して、両党から激しい勧誘が行われていたことが窺える。

一方、政友会・政友本党の間で板挟みとなつた人物が麻生に指針を求めることと同様に、麻生に両者の統合を期待する向きもあつた。例えば、

大分日日新聞社長・衛藤又三郎は、「貴下の如き研究会、政友会に深縁を有せられ、又本党側よりも重視せられ居る方が御尽力ニ相成候ハ、政本両派の和合も出来候事かと愚考仕候」と麻生の働きかけを呼びかける。⁽⁷¹⁾これに対して、麻生は「三十年來奮闘努力之末築キ上ケタル政友会ノ分裂ハ実ニ遺憾之次第ニテ、両派拮抗之結果多年之政敵タル憲政会ニ乗セラレ漁夫ノ利ヲ得セシムルニ至ルハ明白之事ニ有之候故、分裂當時幸上京中ニテ何等カ融和ノ道ハ無之カト相試ミタルモ、感情之衝突如何トモスヘカラサル形勢ニテ空シク相控ヘ申候、総選挙後ハ亦融和ヲ見ルノ時期來ルヘキハ不遠事ト被存候」と、政友会の分裂と憲政会の台頭に危機感を抱きつつ、それを「感情之衝突」と理解することで、いずれ「政本合同」が行われるものと信じ、現段階では「自重」の手段を採る決断を下した。かかる判断は先述の島田への支援を謝絶する点と共通した態度と考えてよいだろう。

五月一〇日に投票が行われた結果、加藤高明率いる憲政会が一五一議席を獲得し勝利し、政友会は第一党の座から転落した（一〇〇議席）結果、護憲三派による第二次加藤高明内閣が成立した。ちなみに、政友本党は一一六議席を獲得しながらも連立内閣には入らず野党となり、政友本党を率いる床次竹二郎は「政本合同」か「憲本提携」か模索を続けることとなる。⁽⁷²⁾そして、福岡県（定数一九）では、憲政会四議席、政友会一〇議席、革新倶楽部二議席、その他三議席の結果となり、福岡県に限つて言えば政友会の勝利に終わった。

(二) 政界からの引退

麻生は、大正一四年九月に行われる第六回貴族院多額納税者議員選挙

を前に、政界から引退する決断を下す。⁽⁷⁴⁾二期一四年務めた麻生の実績を評価する周囲の政治家や地元からは三期目の出馬を従憑されるも、麻生は固辞し続けた。⁽⁷⁵⁾その理由として、①持病の胆石病が再発し、政治活動がままならないこと、②二期一四年無事に任期を満了したこと、③「今回改正ノ意旨ニ不自然ニナリ絶体承諾不能」ことが理由である、と政友会や研究会をはじめとする関係者に説明した。⁽⁷⁶⁾①は前年より病状を訴えており、会期中に上京できずといった状況であり、⁽⁷⁷⁾体調不良により議員活動に限界を感じていたことが窺える。また、③は、大正一四年五月の貴族院令改正により、各道府県の定員は一名または二名とし、有権者（＝互選人）は一五名から一〇〇名または二〇〇名に増加した。定員一名の場合、有権者一〇〇名、定員二名の場合、有権者二〇〇名となったのである。そして、人口の多い福岡県の定員は二名、互選人も一五名から二百名と大きく変更された。そのため、これまで一五名の互選で行われていた多額納税者議員の選挙戦は拡大せざるを得なかった。明治三二（一八九九）年の衆議院議員補欠選挙、同四年の一度目の互選、大正七年の二度目の互選とできるかぎり無競争での選出を望んできた麻生の選挙の理想が不可能となったことが、出馬を辞退する大きな原因となったのだろう。そして、麻生は政友会福岡県支部が推薦する太田清蔵（元衆議院議員・福岡市）を支援することとなった。⁽⁷⁸⁾

右のような状況のため、福岡では定数二をめぐり政友会と憲政会との間で激しい選挙戦が勃発した。当初は両党で一議席ずつ分け合うという論調も見られ、憲政会福岡県支部は元衆議院議員・石田平吉（門司市）を候補者として立てたが、⁽⁷⁹⁾政友会は二議席獲得を目指し、太田に加え、吉原正隆（前衆議院議員）も立候補することとなり、政友会福岡県支部の

推薦を受けた。のちの新聞報道では、筑後方面から一名選出したいとの声が高まり、麻生ではなく吉原を推したと言われているが、八月一日に吉原と会見した麻生は自らの出馬辞退とともに吉原を激励している。⁽⁸¹⁾太田・吉原の「両君は或は財界の長老として、或は政界の闘士として直接間接多年我が福岡県治上の貢献尠からず候、従つて両君の如き県治上の造詣深き紳士を貴族院に送りて、我が福岡県治上の諸問題に奔走周旋を託するは蓋し最も機宜を得たる処置かと存候のみならず、吉原君は地主としても別に農政上の研究を重ね、太田君は実業家として商工の利害に多大の諒解を有するに於て、両君一致の進退は一面農家の保護開発に便すると共に、他面商工業家の指導誘掖に利益する所大なるべしと相信し申候」⁽⁸²⁾と兩名を貴族院議員とするメリットを強調する。しかし、選挙運動の激化により、多額納税者議員互選にも多額の「運動費」が必要とされ、「憲政会及び其筋にては、政友会か二人共独占すべしとは認め得らず、中央の協調方針ニ準拠して一名づ、立候補するものと信じ」⁽⁸³⁾ているという当初の観測は外れることとなった。

八月中旬の新聞記事によれば、政友会側の獲得票数予測は、筑後では八五票中約六〇票、筑前では約七〇票中約五〇票、豊前では三七票中約二〇票が政友会であり、二百票中約一三〇票を太田と吉原で分けなければならず、二議席独占と高い目標を掲げた政友会側は安心できない状況であったという。⁽⁸⁴⁾そのため、吉原は筑後地方と朝倉郡、太田は朝倉郡を除いた筑前・豊前両地方を地盤と協定し選挙戦を進めるなど、さながら衆議院議員総選挙の様相を呈していた。⁽⁸⁵⁾「従来貴族院議員の選挙は多少政党的色彩を加味せられたるにもせよ、純然たる政党的競争を現出せることなく、多くは人物本位として地方に声望あり、又た貢献ある有力者を推

して候補とする形勢」であったが、「今回の選挙は著しく政党的色彩を加え来られるだけ競争も亦た従つて激烈を加え」られることとなった。⁸⁶内務省は『多額納税者議員選挙の心得』を発行し、衆議院議員選挙法の罰則規定の大部分が準用される多額納税者議員の選挙戦に注意を促していた。⁸⁷選挙戦をめぐる報道も過熱し、筑後では吉原が圧倒的に優位で早々に当選確実と見られ、石田は福岡市を中心に地盤を持つ太田に対してどれほど票を奪うことができるか、といった構図で選挙戦は展開していった。⁸⁸

ところが、九月五日、太田が麻生を訪問し「失格者之件ニ付懇談」した。⁸⁹これは、多額納税者議員の有権者（＝互選資格）二〇〇名の名簿は六月一日の推定税額によって作成されたが、該当者が八月三十一日の所得税額決定により推定税額よりも納税額が減少し、上位二〇〇名に入れなかった場合、互選資格を失うという選挙規則の規定による「失格者」のことである。⁹⁰福岡県では死亡に伴う二名の失格者のほか、二六名が失格となった。太田は自身の拠点となる福岡市で二一名もの失格者を出したため、当初の票読みがあてにならず、選挙戦の行く末に不安を感じたのである。⁹¹残る一七二名の有権者のうち、病氣・旅行などを理由に約八名が棄権するとされ、報道では、吉原は筑後を中心に約三分の一の得票を見込み、残りを太田、石田で分け合うと予測されていた。⁹²

九月一〇日の投票日、麻生は太田に一票を投じた。⁹³開票の結果、有権者数一七五名、投票数一六七票のうち太田が六七票、吉原が六一票を得て当選し、政友会は二議席独占に成功した。なお、憲政会の石田は三八票に終わった。⁹⁴その後、西大路吉光より太田の研究會加入の希望があり、麻生は「上京ノ上御挨拶可相成旨申向ラレ、入會ニ関スル書類等ヲ受ケラレ、黒田侯爵・野田卯太郎氏等懇談ノ上決定スルコトニ進行」と調整を

図ると返答した。⁹⁵経過の詳細は不明だが、結果的に太田は政友会系の交友倶楽部に入会し、吉原が研究会に入会した。これをもって、麻生の貴族院議員二期一四年の活動は幕を閉じることとなった。

貴族院と〈地方〉をつなぐ多額納税者議員として——おわりに

本稿は原内閣期以降の貴族院議員・麻生大吉の政治活動について、①冷水線請願運動と貴族院での審議状況、②政友会・政友本党の分裂に伴う麻生の態度、③麻生の政界引退と福岡県の多額納税者議員選挙戦、の三点を検討してきた。以下、本稿で明らかにした点を整理したうえで、最後に麻生の政治活動から見た多額納税者議員の意義について考えてみたい。

①鉄道敷設法で最初期から予定線とされながらも、難工事が予想され、なかなか予算が宛がわれず工事着工とならなかった冷水線敷設は、麻生にとつてまさに地元の交通、麻生商店の経営などにも直結する問題であった。それゆえ、麻生は政友会員として衆議院議員や地元有力者と積極的に連携し、野田卯太郎通相など政府関係者への陳情に奔走した。そして、特別委員として貴族院での法案通過に努めた。研究会に入会した麻生が、引き続き政友会への帰属意識が強かったことは前稿でも指摘した通りだが、この冷水線敷設実現にいたる経緯では、原内閣における貴族院断政策のもと、麻生が両者に所属する強みを活かし、貴族院と〈地方〉をつなぐ回路として明確な役割を果たしたと言える。『麻生大吉翁伝』はシンプルに麻生の功績を述べているが、実際は予算獲得までの困難、政友会に対する貴族院の警戒、第四二議會解散に伴う議會審議の停滞、工事

着工は当初の希望通り大正九年度とはならなかったことなど、その過程は複雑であった。

②しかしながら、①で有効だった政友会員かつ研究会所属という麻生の政治的立場は、第二次護憲運動以降、極めて難しいものとなった。大正一三（一九二四）年に行われた第一五回衆議院議員総選挙では、麻生は憲政会の躍進を危惧しながらも、病氣療養と相俟って、政友会・政友本党の対立と政友会の敗退を傍観せざるを得なかった。麻生のもとには政本合意を願う声が届けられ、麻生自身も「政界之変重甚遺憾ニ奉存候、御全快之上ハ政本合同ニ付御尽力被成下、大政党之基礎大ニ肝要」と野田に訴えていたが、直接行動するまでには至らなかった。

③そして、体調不良も相俟って、麻生は翌年実施された三度目の互選に出ることなく政界から去る決断を下す。その最大の理由は、大正一四年の貴族院改正により、多額納税者議員互選方法が大幅に変更され、無競争での選出が事実上不可能となったからであった。互選者数一五名から二〇〇名へと増加したことは、県内の実業者同士が選挙戦に伴い党派に基づく対立を生みだすこととなり、麻生はそれを嫌ったのであろう。実際、福岡県では政友会が推薦した太田清蔵、吉原正隆と憲政会が推薦した石田平吉の三者の間で二議席をめぐる激しい選挙戦が展開され、結果的に政友会の二名が当選し、麻生は政界を引退することとなった。

結局、なぜ麻生は二期一四年間にわたり多額納税者議員を務めたのだろうか。遡ること明治四四（一九一一）年一月二日、麻生は麻生商店幹部、本店各営業所主任など五四名を招き、一月に久留米で行われた陸軍大演習の際、明治天皇に拝謁し、実業に関して御下問を受けたことを報告した。その最後に、自らが多額納税者議員となった理由を併せ

て告げている。

曩ニ貴族院多額納税議員ニ推挙セラレ、不日議會開院ノ為メ上京スルトナリ、従来多用ニモ拘ハラス上京スルナレバ諸氏ニ一層ノ尽力ヲ待ツ次第ニテ、実ハ政事ニ参与スルナレハ多用ニモアリ不慣ニモアリ出院スルノ要ナケレバ営業上ニ関スル石炭トラスト問題其他ノ事ニ付政府又ハ議會ニ交渉等ノ必要モ多カルヘク、去スレハ何カノ便利ヲ得ン為メ議員タルノ資格ヲ要スヘク、一方磁業組合総長ノ任モ負ルニテ旁磁業家ノ推挙ニ依リ出院シタル次第⁹⁷

一方、『麻生太吉翁伝』では右の発言は次のように記される。

不肖曩に貴族院多額納税議員に選挙され、不日帝国議會開会の為、之に出席すべく上京する事となつた。従来多用にも拘らず、上京する事となれば、各位に一層の尽力を俟つ次第である。実は政治に参与する事は不慣でもあり、その必要なければ、貴族院の末席をけがす以上は、議員として邦家に尽瘁の誠を致さねばならぬ⁹⁸

両者を比較すると、政治を通じた国家への貢献の部分が『麻生太吉翁伝』では掲載され、貴族院議員の資格を有することで「営業上」に関して各機関などと交渉しやすくなるという企業家としてのメリットは省略されている。昭和一〇（一九三五）年刊行の公式の伝記に、貴族院多額納税者議員が「何カノ便利ヲ得ン為メ議員タルノ資格」と記すことは憚られたのであろうか。このこと自体も大変興味深い。一方で、この発言は、麻生が自らの経済活動や〈地方〉への利益誘導のために多額納税者議員となるメリットを既に認識していたことを明確に示すものである。ただし、前稿、本稿で見たごとく、麻生はそれを必ずしも前面に押し出さず、調整型の政治活動を通して試みていたと評価できる。それは多額

納税者議員の選出が一五名による互選というある種クローズドな方法であるがゆえに、建前に従順であるべきと麻生は考えたのかもしれない。⁹⁹⁾

そして、麻生に代わり新たに選出された太田清蔵が、多額納税者議員選出方法の改正を踏まえ、「地方公選議員としての責任を自覚し、万事公平に国家本位たるべきは勿論、それと衝突しない範囲においては又地方の利害を代表して国政を議する事」、「実業家の選良たる意味から国家経済の発展、地方事業の伸展のため微力を捧ぐべき事」を重視すると述べていたことは興味深い。第六回多額納税者議員互選が党派によって激しく争われた際、彼らは「国家本位」を前提とすると建前を述べながらも、貴族院と（地方）の利益を結ぶ存在であるとその本音を有権者に向かって高らかに宣言したのである。このことは、互選方法の改正によって多額納税者議員の性格が明確に変化したことを示唆しており、以後の議会政治における貴族院のあり方を左右する重要な論点になるものと思われる。

注

- (1) 季武嘉也『原敬——日本政党政治の原点——』（山川出版社、二〇〇一年）、清水唯一朗『原敬——「平民宰相」の虚像と実像——』（中央公論新書、二〇二一年）など。
- (2) 玉井清『原敬と立憲政友会』（慶應義塾大学出版会、一九九九年）、第一章、西尾林太郎『大正デモクラシーの時代と貴族院』（成文堂、二〇〇五年）、第五章。
- (3) 尚友倶楽部編『貴族院の会派研究会史 明治大正篇（復刻版）』（芙蓉書房出版、二〇一九年）、二九〇～二九九頁。
- (4) 麻生太吉翁伝刊行会編『麻生太吉翁伝』（同会、一九三五年）、一四四頁。

- (5) 原内閣期の鉄道政策に関する研究において貴族院での審議にまで注意を払っている成果はさほど多くはない。代表的な研究として、原内閣の内政に関して詳細な分析、政党の利益誘導にチェック機能をつける貴族院という視点で鉄道敷設法改正問題を検討した、成沢光「原内閣と第一次世界大戦後の国内状況——日本政党政治史研究所説——（二・完）」（『法学史林』第六六卷第三号、一九六九年）、内閣での立案過程・衆議院での与野党対立に加え、原内閣に協力姿勢を見せる、研究会・交友倶楽部とそれに対抗する公正会・茶話会といった貴族院での意見の対峙にまで目を配った、松下孝昭『近代日本の鉄道政策 一八九〇～一九二二年』（日本経済評論社、二〇〇四年）を挙げておく。一方、伊藤之雄氏は、「我田引鉄」と利益誘導が批判された原内閣の鉄道政策について、その選定が比較的公平に行われたことを指摘している（『原敬——外交と政治の理想——』下〔講談社、二〇一四年〕）。

- (6) 原口大輔「貴族院議員・麻生太吉の誕生」（『エネルギー史研究』第三六号、二〇二二年）。これまでの多額納税者議員に関する研究状況についてはこちらの注（7）、（8）を参照されたい。
- (7) 以下、事実関係については、『日本国有鉄道百年史』第四卷（日本国有鉄道、一九七二年）、五六四～五七一頁を参照。
- (8) 前掲『麻生太吉翁伝』、二九二、二九三頁。
- (9) 大正八年一月三日付麻生太吉宛山内惇書簡（『麻生家文書』、書簡T八一―二七）。以下、本稿では「麻生家文書」を典故とする場合、煩雑を避けるために史料名・史料番号のみを表記する。
- (10) 「冷水越鉄道速成ノ儀ニ付請願」（諸―一二―一）。諸―一二―二は、表に「冷水越鉄道速成請願ニ関スル書類」、裏に「大正八年九月八日博多駅午後四時発列車ニテ上京全月十八日帰県堀伊藤ノ両氏同行ス」と墨書された封筒に八点の史料が入っている。

(11) なお、同封された「冷水越鉄道速成ニ関スル理由書」(諸一二二二)には、軍事上の理由も明記されていた。

(12) 前掲「冷水越鉄道速成ニ関スル理由書」(諸一二二二)。

(13) 「第四十一回帝国議会衆議院請願委員会議録(速記)第四回」。帝国議会議本会議・委員会の速記録については、国立国会図書館帝国議会議録検索システム(<https://teikokugikai.ndl.go.jp/#/>)を利用した。

(14) 「上京日誌」、大正八年二月一日条(前掲「麻生太吉翁伝」所収、二九五頁)。なお、「麻生太吉翁伝」で引用される「上京日誌」は、現在のところ「麻生家文書」内では未発見である。

(15) 大正八年二月二日付吉浦勝熊宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四三)。

(16) 「大正八年」二月三日付麻生太吉宛山内範造書簡(書簡T八一〇四)。

(17) 大正八年三月一日付宮田光雄宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四三)。

(18) 「大正八年」七月二九日付山内範造宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四三)。

(19) 「大正八年」八月四日付麻生太吉宛山内範造書簡(書簡T八一五六三)。

(20) 「冷水鉄道期成同盟会規約」(諸一二二四)。

(21) 「大正八年」八月一九日付山内範造宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四三)。

(22) 「大正八年」八月二六日付藤森善平宛麻生太吉書簡控(「発信控」、の一四四)。

(23) 「上京日記」、大正八年八月二七日条、二九五頁。

(24) 「大正八年」八月二七日付藤森善平宛麻生太吉書簡控(「発信控」、の一四四)。

(25) 「大正八年」八月二九日付麻生太吉宛山内範造書簡(書簡T八一五八二)。

(26) 「大正八年」九月三日付麻生太吉宛山内範造書簡(諸一二二七)。

(27) 「大正八年」九月五日付麻生太吉宛堀三太郎書簡(書簡T八一六〇六)。なお、本書簡の本文日付は九月五日だが、封筒裏面には九月六日と記されている。

(28) 「大正八年」九月九日付麻生太吉宛森田正路書簡(諸一二二八)。

(29) 「大正八年」九月一九日付山内範造宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四五)、「日記」(九州歴史資料館蔵「野田大塊文書」(以下、「野田日記」と表記)、A一三二)、大正八年九月一日条、「上京日記」、大正八年九月一日条、二九五頁。

(30) 「上京日記」、大正八年九月一日条、二九六頁。

(31) 前掲「大正八年」九月一九日付山内範造宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四五)。

(32) 「上京日記」、大正八年九月二三日条、二九六頁。

(33) 前掲「大正八年」九月一九日付山内範造宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四五)、「上京日記」、大正八年九月一六日条、二九六頁。

(34) 「冷水支線有望 明年度予算に編入か」『福岡日日新聞』大正八年九月二〇日付。

(35) 麻生太吉日記編纂委員会編『麻生太吉日記』第二卷(九州大学出版会、二〇一二年)、大正八年九月一九日条、二二二頁。

(36) 原奎一郎『原敬日記』第五卷(福村出版一九六五年)、大正八年一月一日条、一七二頁。

(37) 『原敬日記』第五卷、大正八年一月二六日条、一九〇頁。

(38) 「大正八年」一月三日付麻生太吉宛森田正路・山内範造書簡(書簡T八一七九〇)。

(39) 「大正八年」一月二一日付森田正路・山内範造宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、の一四五)。

- (40) 「第二十七回鉄道会議議事速記録」(野田正穂・原田勝正・青木栄一・老川慶喜編『明治期鉄道史資料第Ⅱ期』第一二巻(日本経済評論社、一九八八年)、四〇一―六頁)。
- (41) 大正九年一月二九日付麻生太吉宛山林源義葉書(書簡T九一―一三三)。
- (42) 「政友会と増稅案 三縁亭に於ける総務会」『東京朝日新聞』大正九年二月一日付。
- (43) 「鉄道問題と貴院 党弊矯正の意嚮」『東京朝日新聞』大正九年二月三日付。
- (44) 「第四十二回帝國議會貴族院 鐵道敷設法中改正法律案特別委員會議事速記録第一号」、大正九年二月一九日、四頁。
- (45) 「鐵道実行予算」『福岡日日新聞』大正九年三月三日付。
- (46) 「鐵道予算」『福岡日日新聞』大正九年七月二日付。
- (47) 「大正九年」四月二〇日付麻生太吉宛赤間嘉之吉書簡(書簡T九一―七六〇)。
- (48) 「鐵道新線案裏面 鐵道部内反対多し」『東京朝日新聞』大正九年七月三日付。
- (49) 「鐵道改正可決」『東京朝日新聞』大正九年七月一〇日付。
- (50) 「大正九年」七月八日付麻生太吉宛山内範造書簡(書簡T九一―五九一)。
- (51) 「冷水線の建設 異議なく通過せん」『福岡日日新聞』大正九年七月三日付。
- (52) 「第四三回帝國議會貴族院 鐵道敷設法中改正法律案特別委員會第三号」、大正九年七月二一日、一五、一六頁。
- (53) 「研究会と各法案」『東京朝日新聞』大正九年七月二三日付。
- (54) 「研究会態度決す」『東京朝日新聞』大正九年七月二五日付。
- (55) 「第四三回帝國議會貴族院 鐵道敷設法中改正法律案特別委員會第六号」、大正九年七月二六日、二七頁。
- (56) 「第四十三回帝國議會貴族院議事速記録第十六号」、大正九年七月二七日、四四六、四四七頁。
- (57) 「大正九年」八月四日付麻生太吉宛山内範造書簡(書簡T九一―六九五)。
- (58) 『麻生太吉日記』第二巻、大正九年二月七日条、二九〇頁。
- (59) 飯塚市史編さん委員會編『飯塚市史』中巻(飯塚市、二〇一六年)、四一二頁。
- (60) 『原敬日記』第五巻、大正九年一月一日条、三二〇頁。
- (61) 前掲松下『近代日本の鐵道政策』、三六二―三六八頁。
- (62) 麻生太吉日記編纂委員會編『麻生太吉日記』第三巻(九州大学出版会、二〇一三年)、大正一三年一月一日条、八二頁。
- (63) 『麻生太吉日記』第三巻、大正一三年一月八、一〇日条、八五、八六頁。
- (64) 『麻生太吉日記』第三巻、大正一三年一月二日条、九二頁。
- (65) 大正一三年一月一六日付麻生太吉宛山口熊野ほか二名書簡(書簡T一三一二)。
- (66) 「大正一三年」三月七日付麻生太吉宛島田俊雄書簡(書簡T一三一二四二)。
- (67) 「大正一三年」四月四日付麻生太吉宛島田俊雄書簡(書簡県外―五九八)。
- (68) 「大正一三年」四月一日付島田俊雄宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、収一)。
- (69) 大正一三年四月付麻生太吉宛小野廉書簡(書簡T一三一二四三)。
- (70) 大分県総務部総務課編『大分県史 近代篇Ⅲ』(大分県、一九八七年)、二四、二五頁。
- (71) 「大正一三年」四月一日付麻生太吉宛衛藤又三郎書簡(書簡T一三一二四七)。
- (72) 「大正一三年」四月一七日付衛藤又三郎宛麻生太吉書簡控(「発信原稿」、収一)。

(73) 村瀬信一『首相になれなかつた男たち——井上馨・床次竹二郎・河野一郎——』(吉川弘文館、二〇一四年)。

(74) 第六回貴族院議員多額納税者議員互選については、西尾林太郎『大正デモクラシーと貴族院改革』(成文堂、二〇一六年)伊藤寛崇『若手県下の大正十四年貴族院多額納税者選挙』(『若手県史研究』第九八号、二〇一七年)、同『東北六県における大正十四年貴族院多額納税者議員選挙——新聞報道に見る選挙戦の実態——』(『秋大史学』第六三号、二〇一七年)、同『新潟県下の大正十四年多額納税者議員選挙』(『皇學館史学』第三三三号、二〇一八年)を参照。

(75) 『麻生太吉日記』第三卷、大正一四年六月六日条、一九〇頁、七月三十一日条、二〇七頁など。

(76) 例えば、『麻生太吉日記』第三卷、大正一四年八月一日日条、二二〇、二二一頁、(大正一四年)八月四日付青木信光宛書簡控など(『発信原稿』、冬一、二、冬一)。

(77) 『大正一三年』七月二五日付河井弥八宛書簡控(『発信原稿』、取一)。

(78) 『大正一四年』八月二六日付柏木勘八郎宛書簡控(『発信原稿』、冬一)、大正一四年八月付麻生太吉宛野田卯太郎書簡(書簡T一四一七七六)。

(79) 例えば、大正一四年八月付麻生太吉宛安達謙蔵書簡(書簡T一四一五二一)。

(80) 「来月に迫つた新多額選挙(十一) 政本連合で憲政に当る京都 猛競争の福岡無競争の熊本」『東京朝日新聞』大正一四年八月二七日付。

(81) 『麻生太吉日記』第三卷、大正一四年八月一日日条、二二〇頁。

(82) 大正一四年九月一日付麻生太吉宛立憲政友会所属福岡県会議員一同書簡(書簡T一四一八〇九)。

(83) 『大正一四年』七月二八日付麻生太吉宛和田新一郎書簡(書簡T一四一八六九)。

(84) 前掲「来月に迫つた新多額選挙(十二)」『東京朝日新聞』大正一四年八月二七日付。

(85) 「目前に迫つた新多額選挙 各府県の形勢」『東京朝日新聞』大正一四年九月二日付。

(86) 「太田対石田の対戦 七十三の石田老遮理無理に猪突 大局的見地から太田派有望」『福岡日日新聞』大正一四年九月三日付夕刊。

(87) 原口大輔「貴族院と「選挙違反」」(『法律時報』第八九卷第六号、二〇一七年)。

(88) 例えば、「各地の多額議員戦 福岡県愈よ激戦 政友派の攻守と憲政派の奇襲」『福岡日日新聞』大正一四年九月五日付。

(89) 『麻生太吉日記』第三卷、大正一四年九月五日条、二二八、二二九頁。

(90) 「多額失格者には投票権を与へぬ 五日内務省で決定」『福岡日日新聞』大正一四年九月六日付夕刊、前掲西尾『大正デモクラシーと貴族院改革』、三〇八、三〇九頁。

(91) 「福岡県の失格者二十八名と発表」『福岡日日新聞』大正一四年九月六日付。なお、その内訳は、福岡市十一名、門司市一名、筑紫郡一名、遠賀郡二名、八女郡二名、田川郡一名、戸畑市一名、若松市二名、三潞郡二名、京都郡一名、山門郡二名、築上郡一名、企救郡一名で、そのうち内田重吉(八女郡)、山家静弥(企救郡)の二名が死亡に伴う失格である。

(92) 「多額議員選挙戦 接戦あと二日 福岡県下の大競争 失格者二十八名」『福岡日日新聞』大正一四年九月八日付。

(93) 『麻生太吉日記』第三卷、大正一四年九月一日日条、二二〇頁。

(94) 「福岡県の開票 政友派全勝す」『福岡日日新聞』大正一四年九月二日付。

(95) 『麻生太吉日記』第三卷、大正一四年九月一日日条、二二二頁。

(96) 『大正一四年』八月二九日付野田卯太郎宛書簡控(『発信原稿』、冬一)。

『麻生太吉翁伝』、一四五―一四九頁では、本史料を参照したと思しき記述あり。

(97) 「公共事件重要書類」(な―二二)。

(98) 前掲『麻生太吉翁伝』、一四九頁。

(99) 西尾氏は、「僅か一五名の互選人―有権者の馴れ合いによる議員選出方法にドリオドが打たれ」、政党主導となったという「意味で選挙は「透明」となり、「民主化」された」と評価している(前掲西尾『大正デモクラシーと貴族院改革』、三二〇頁)。

(100) 阿部暢太郎編『太田清蔵翁伝』(東邦生命保険相互会社五十年史編纂会、一九五二年)、二三三四頁。